

# 兵庫県公報

令和2年10月23日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>企業庁管理規程</b>	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年10月23日

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

### 兵庫県企業庁管理規程第6号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 7 令和2年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、人事委員会が同年に行う当該職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、別に管理規程で定めるところにより算定した額を支給する。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年10月23日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

### 兵庫県病院局管理規程第13号

#### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 20 令和2年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、人事委員会が同年に行う当該職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、別に管理規程で定めるところにより算定した額を支給する。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。